

泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際的規模及び全国的規模の競技会、コンクール等（以下「競技会等」という。）に出場又は出展する（以下「出場等」という。）本市の子ども等に、「泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金」又は「オリンピック又はパラリンピック出場奨励金」（以下「奨励金」という。）を交付することにより、スポーツ活動の推進、競技力の向上及び文化芸術の振興を図るとともに、全市民が一体となって泉南っ子を応援することで、市全体のスポーツと文化芸術に関する機運を醸成することを目的とする。

(奨励金)

第2条 市長は、競技会等に出場等する本市の子ども等（以下「交付対象者」という。）に奨励金を交付する。

- 2 同一競技会等において複数の種目等に出場等する場合の交付の対象は、1種目のみとする。
- 3 同一競技会等にあつて、かつ同一団体から3人以上が出場等する場合は、団体扱いにより奨励金を交付する。
- 4 市長は、第3条の2及び第3条の3の規定にかかわらず交付対象者に準ずると認めるものについて、奨励金を交付することができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するものは、奨励金の交付対象者としなない。

(1) 競技会等の出場等に当たり、本市の他の制度により金銭等の交付を受けるもの

(2) 泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 泉南市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表に掲げる区分に応じて定める額を上限に、毎年度予算の範囲内で市長が定める額とする。

(泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金)

第3条の2 泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金の交付対象となるものは、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 国、地方公共団体及び公益法人が主催若しくは共催又は後援する競技会等に出場等するもの

(2) 個人又は団体で、出場等が決定した日において本市の住民基本台帳に記録されている、原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。（団体については、市内に在住する者が過半数を占め、規約等を有するものに限る。）ただし、アマチュアに限る。

(3) 公的機関又はこれらに準ずる団体の審査、推薦、予選等があり、選考を経て競技会等に出場等するもの

(オリンピック又はパラリンピック出場奨励金)

第3条の3 オリンピック又はパラリンピック出場奨励金の交付対象となるものは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 夏季若しくは冬季オリンピック競技大会又は夏季若しくは冬季パラリンピック競技大会（以下「オリンピック又はパラリンピック」）に出場する選手
- (2) 個人又は団体で、出場が決定した日において3年以上本市の住民基本台帳に記録されており、かつ引き続き泉南市に住所を有するもの（団体については、市内に在住するものが過半数を占め、規約等を有する者に限る。）
- (3) 日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会又はこれらに準ずる団体の審査、推薦、予選等があり、選考等を経て日本代表としてオリンピック又はパラリンピックに出場するもの。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金等交付申請書（様式第1号）に、競技会等の開催要領等とその証となる書類、団体出場者・出展者名簿（団体の場合に限る。）、住民票及び戸籍の附票（オリンピック又はパラリンピックに出場するものに限る。）、その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、競技会等に出場等することが決定した日から競技会等の開催前日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

3 個人・団体ともに申請は、各年度につき2回を限度とする。

4 同一競技会等での個人と団体の申請の重複は認めない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による奨励金の申請があったときは、その内容を審査し、その交付の可否を泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金等交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条の2 オリンピック又はパラリンピックに出場したものは、大会終了後実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 競技会等への参加に関し不正その他不適切な行為をしたとき。
- (2) 申請者が虚偽の申請により不正に奨励金の交付を受けたとき。
- (3) その他奨励金を交付することが不適切と認められるとき。

2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金等交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付対象者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、既に奨励金が交付されているときは、泉南っ子スポーツ・文化芸術振興奨励金等返還命令書（様式第4号）により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第8条 交付対象者は、前条の規定による奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年3.0パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付対象者は、奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	金額	
	個人	団体
国際的規模の競技会等	100,000円	200,000円
全国的規模の競技会等	50,000円	100,000円
オリンピック又はパラリンピック	1,000,000円	2,000,000円